

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第36回家きん疾病小委員会概要
(平成22年11月30日開催)

- 1 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、本病の防疫措置に当たっては、初動の対応が重要であり、移動制限、迅速な殺処分及び焼埋却及び消毒等の一連の防疫措置を徹底すること。
- 2 移動制限区域内の他の農場について、速やかに感染の有無を検査すること。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置すること。
- 4 本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、そのためには、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。そこで、ウイルス学、疫学、野生動物等の専門家からなる疫学調査チームを速やかに現地に派遣し、専門的な見地から感染経路の究明に当たると同時に防疫措置についても助言すること。
- 5 特に人への感染予防の観点から、公衆衛生部局との連携を密にすること。